資　料１

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る茨木市障害者地域自立支援協議会からの答申意見まとめ（第３回障害者施策推進分科会資料）

項目		主な意見
1 相談支援体制の再編について	①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	(1)委託相談、基幹相談の役割を明確化する必要がある。 (2)委託業務の内容をより具体的にする必要がある。 (3)委託相談支援事業者は、指定相談支援事業者に必要な知識や方法を伝えサポートする必要がある。
	②計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	(1)計画相談支援（児童相談支援）の方針について検討する必要がある。 (2)委託相談から計画相談への移行の際、引継ぎのタイミングや情報共有の方法について、共通のルールを整理する必要がある。
	③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	(1)のぞまないセルフプランの方へのアプローチの仕方について改善する必要がある。 (2)計画相談が円滑に行える体制の構築が必要である。
	④相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	(1)主任相談支援専門員の役割を明確化する必要がある。 (2)研修や事業所連絡会（ソーシャルワーカー部会）、地域でのネットワーク構築を通じて、相談員同士が支援が困難な事例を共有し、相談し合える仕組みを推進する必要がある。 (3)人件費等補助金や開設補助金は、新たに参入する事業所でも活用できるので継続が必要。 (4)新たに相談支援専門員になられた方等へのフォロー体制の構築が必要。 (5)計画相談の進め方がわかるマニュアルの作成が必要。
2 適正なサービス提供基盤の整備について	①就労継続支援B型について	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について	(1)事業所への指導・監査を強化するとともに、事業所が適正に評価される仕組みを整備する必要がある。 (2)各事業所の支援内容や特色、工賃、就労支援の実績などを利用者が比較しやすい形で情報提供する仕組みを整備することにより、利用者が自らの希望やニーズに合わせて事業所を選択できる環境づくりを進める必要がある。 (3)指導・監査のタイミングだけでなく、指定申請時にも事業の意義や役割等を認識させる説明が必要。
	・事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響について	(1)利用者一人ひとりの障害特性や希望に応じた事業所選択に影響が出る可能性がある。 (2)平均工賃の向上が期待できる。 (3)すでに充足している状態であれば、新規参入を検討する事業所以外には大きな影響はない。 (4)期間にもよるが影響はあまりないと考えられる。現状からは、一定期間はやむを得ない。
	・事業所の新規指定の制限を行わなかった場合、本市における影響について	(1)既存指定事業所において定員割れが起こっている現状が継続することとなり、経営状況が悪化した事業所が閉鎖となる懸念がある。
	・その他参考資料を踏まえた意見について	(1)事業所の現状や平均工賃向上のことを踏まえると新規指定の制限を検討するのがよいと思う。 (2)一律に新規指定の制限を行うのではなく、法令遵守状況やサービスの質、工賃向上への取組、地域ニーズへの対応などを総合的に評価し、適切に運営している事業所や地域に必要とされる事業所が不利益を受けない制度とするなど、指定にかかる条件付けを慎重に考える必要がある。
	②共同生活援助について	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について	(1)事業所への指導・監査を強化するとともに、事業所が適正に評価される仕組みを整備する必要がある。 (2)現場では深刻な人材不足が生じており、人材確保や人材育成の取組を行う必要がある。
	・事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について	(1)グループホームについては、量が充足しているとは言えない状況のなか、条件に対応できる世話人や生活支援員の確保の目途が立たず、新規参入が妨げられることにより、事業所不足が継続する可能性がある。 (2)強度行動障害や身体障害と他の障害の重複のある方を一定割合受け入れる事は、利用者支援に混乱や緊張が生じる可能性があることに加え、新規設置にあたり、地域住民の理解が難しくなる可能性がある。
	・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について	(1)受入れやすい中軽度の利用者に偏る可能性があり、強度行動障害がある方等、支援ニーズの高い利用者の入居先の不足が解消されない状況が続く。
	・代替の条件・意見について	(1)特定ニーズの対応を条件とするのではなく、重度障害者等の受け入れに見合う人員配置強化、研修体制、報酬・加算制度などの整備を並行して進めるべき。 (2)強度行動障害や身体障害と他の障害の重複のある方の対応ができるグループホームの設置・運営にかかるサポートを行うなど、後押ししていく取組が必要である。
	・その他参考資料を踏まえた意見について	(1)強度行動障害がある方や医療的ケアの必要な方などが利用できない課題は大きいが、中軽度の人向けのグループホームも茨木市においては不足している状況。指定に条件をつけることについては、時期尚早。 (2)量だけではなく、質を重視した整備を進め、適切な支援体制を整備している事業所が評価される必要がある。 (3)住む場所は制限されるべきではない。選べるだけの量が確保されていることが必要。 (4)身体障害のある方を受け入れるためのバリアフリー工事や強度行動障害がある方のためのクールダウンスペースの設置にあたり、補助があれば参入のハードルが下がるのではないか。
	③児童発達支援・放課後等デイサービスについて	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えらえる手法について	(1)困難ケースに対応する事業所を評価する仕組みが必要である。 (2)実地指導では書類だけではなく、療育内容の質についての指導も検討が必要ではないか。
	・事業所の新規指定にあたって、医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童または重症心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について	(1)新規指定のハードルが高くなり、医療的ケア児等以外の障害児の受け入れ先も不足する恐れがある。 (2)人員配置や設備面での質の低下が懸念される。
	・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について	(1)医療的ケア児等の受け入れ先の不足が継続する恐れがある。 (2)特に強度行動障害児の受け入れ先の不足が大きな課題である。
	・代替の条件・意見について	(1)支援学校の児童の優先受入れや市内在住児童の受入れ割合を示し、指定の要件としてはどうか。 (2)構造化やクールダウン室等の強度行動障害児に対応できる設備を指定の要件としてはどうか。
	・その他参考資料を踏まえた意見について	(1)サービスの提供体制については、事業所の所在の偏りなどの地域性や市外児童の利用状況も考慮すべきである。 (2)保護者が適切な事業所を選択できる情報提供体制が必要である。 (3)強度行動障害等の状態にある児童を受け入れることができる事業所を増やす必要がある。 (4)特に重度の児童が、家族が送迎しなくても事業所を利用できる必要がある。